

○厚生労働省告示第百六十七号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

附則中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。